

部会に属すべき委員及び臨時委員の承認について

【関係法令】社会保険医療協議会令(平成十八年十二月六日政令第三百七十三号)

(部会)

第一条

(中略)

3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。

令和6年10月1日に委嘱された委員・臨時委員が属すべき部会(案)

(注)氏名欄の右欄の「☆印」は委員を、「無印」は臨時委員を表しています。

代表区分		氏名		⇒	属すべき部会
支払側	被保険者代表	はなわかつあき 埴 克 明			⇒
	事業主代表	しまざきとしみつ 島 崎 俊 光			
診療側	歯科医師代表	おおじたかひろ 大 字 崇 弘		⇒	栃木部会
公益		いしばしひでじ 石 橋 秀 治			
支払側	被保険者代表	よしなりつよし 吉 成 剛		⇒	
	事業主代表	はしもとえみ 橋 本 恵 美			
診療側	歯科医師代表	おおのかつお 大 野 克 夫		⇒	群馬部会
公益		ひらのひろあき 平 野 博 章			
支払側	保険者代表	おかだよしひさ 岡 田 芳 久		⇒	
	被保険者代表	ゆもと の ぼる 湯 本 上 ☆			
診療側	医師代表	かわしまたかし 川 島 崇 ☆		⇒	埼玉部会
支払側	保険者代表	ますおたけし 増 尾 猛 ☆			
	事業主代表	すがあきひと 須 賀 昭 仁			
診療側	医師代表	こむろやすひさ 小 室 保 尚 ☆			
公益		いはらもと 井 原 基		⇒	埼玉部会
		わたなべきょうこ 渡 邊 享 子 ☆			

支払側	被保険者代表	さとうのぶゆき 佐藤 信行 ☆
診療側	医師代表	さとうたかひこ 佐藤 孝彦 ☆
	薬剤師代表	まなべともふみ 眞鍋 知史
支払側	保険者代表	よねかわたかし 米川 孝
診療側	歯科医師代表	きたむらこう 北村 晃
公益		おおたきあつこ 大瀧 敦子
支払側	被保険者代表	やすだたけとし 保田 武利
診療側	歯科医師代表	やまはたともや 山畑 智也
	薬剤師代表	あべまさたか 阿部 正隆
公益		たごようこ 田子 陽子
支払側	被保険者代表	なかむらせつこ 中村 節子
診療側	医師代表	よしざわひろひさ 吉澤 弘久
	薬剤師代表	こいでともこ 小出 智子
公益		はせがわゆきこ 長谷川 雪子
支払側	保険者代表	よこたまさみ 横田 雅己
	事業主代表	かじはらかつら 梶原 桂
診療側	医師代表	たけいじろう 武井 治郎
公益		やじまたかお 矢島 孝雄
支払側	被保険者代表	えんどうたけお 遠藤 丈夫
診療側	医師代表	みぞぐちけいいち 溝口 圭一
	薬剤師代表	かがみひでき 加賀美 秀樹
公益		たけうちよしひこ 竹内 善彦

⇒

千葉部会

⇒

東京部会

⇒

神奈川県

⇒

新潟部会

⇒

山梨部会

⇒

長野部会

敬称略

◆10月1日付で委嘱された委員のうち「総会のみ」に参画する委員。

代表区分		氏名
支払側	保険者代表	しむらゆきひろ 志村 行洋
診療側	歯科医師代表	たなかとしゆき 田中 利幸

敬称略